

保医発1227第1号  
令和元年12月27日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和2年1月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 Iの3の058(3)⑧エii中「純チタン」を「純チタン又はチタン合金」に改める。
- 2 Iの3の130(4)①ア中「又は「吸収性冠動脈ステント」」を「、「吸収性冠動脈ステント」又は「マウス抗体使用冠動脈ステント」」に改める。
- 3 Iの3の133(23)②を次に改める。  
ワイドネック型の頭蓋内動脈瘤（破裂急性期を除く）の親動脈に留置することで、動脈瘤内への血流を遮断し瘤内の血栓形成を促すと同時に、動脈瘤ネック部に新生内膜形成を誘引して動脈瘤の破裂リスクを低減させるフローダイバーターシステム（デリバリーシステムを含む）であること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～057 (略)</p> <p>058 人工膝関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑦ (略)。</p> <p>⑧ 脛骨側材料・全置換用材料(直接固定型)・特殊型 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p> <p>i (略)</p> <p>ii <u>ポーラス状の純チタン又はチタン合金</u>による表面加工</p> <p>⑨～⑮ (略)</p> <p>059～129</p> <p>130 心臓手術用カテーテル</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～057 (略)</p> <p>058 人工膝関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑦ (略)。</p> <p>⑧ 脛骨側材料・全置換用材料(直接固定型)・特殊型 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p> <p>i (略)</p> <p>ii <u>ポーラス状の純チタン</u>による表面加工</p> <p>⑨～⑮ (略)</p> <p>059～129</p> <p>130 心臓手術用カテーテル</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(4) 冠動脈用ステントセット

① 定義

次のいずれにも該当すること。

ア 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「心血管用ステント」、「冠動脈ステント」、「冠動脈用ステントグラフト」、「吸収性冠動脈ステント」又は「マウス抗体使用冠動脈ステント」であること。

イ （略）

②～③ 機能区分の定義

(5)～(7) （略）

131～132 （略）

133 血管内手術用カテーテル

(1)～(22) （略）

(23) 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム  
定義

次のいずれにも該当すること

① （略）

② ワイドネック型の頭蓋内動脈瘤（破裂急性期を除く）の親動脈に留置することで、動脈瘤内への血流を遮断し瘤内の血栓形成を促すと同時に、動脈瘤ネック部に新生内膜形成を誘引して動脈瘤の破裂リスクを低減させるフローダイバーターシステム（デリバリーシステムを含む）であること。

134～205 （略）

Ⅲ～Ⅷ （略）

(4) 冠動脈用ステントセット

① 定義

次のいずれにも該当すること。

ア 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「心血管用ステント」、「冠動脈ステント」、「冠動脈用ステントグラフト」又は「吸収性冠動脈ステント」であること。

イ （略）

②～③ 機能区分の定義

(5)～(7) （略）

131～132 （略）

133 血管内手術用カテーテル

(1)～(22) （略）

(23) 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム  
定義

次のいずれにも該当すること

① （略）

② 内頸動脈の錐体部から上下垂体部における大型又は巨大かつワイドネック型の頭蓋内動脈瘤（破裂急性期を除く）の親動脈に留置することで、動脈瘤内への血流を遮断し瘤内の血栓形成を促すと同時に、動脈瘤ネック部に新生内膜形成を誘引して動脈瘤の破裂リスクを低減させるフローダイバーターシステム（デリバリーシステムを含む）であること。

134～205 （略）

Ⅲ～Ⅷ （略）